

参 考 資 料

- 在宅介護支援センターと地域包括支援センターの相違 ····· P 1
- 現行の予防給付と新予防給付の各サービスの相違 ····· P 2
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ·········· P 5
- 介護報酬の算定構造（平成18年4月施行版）··· P 13

在宅介護支援センターと地域包括支援センターの相違

在宅介護支援センター	地域包括支援センター
<p>位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ○根拠法：老人福祉法 ○老人福祉一般の施策として実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○根拠法：介護保険法 ○今回の制度改正により、介護保険法に基づく「地域支援事業」として実施。
<p>財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ○予算補助 ※平成18年度以降は、地域包括支援センターを設置しない市町村への経過的補助を除き、予算補助を廃止。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険法に基づく財源措置（「1号保険料」+「公費」）
<p>業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○老人福祉を中心とする相談、連絡調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域包括ケア」の中核機関として、高齢者の多様なニーズや課題に対して、地域の社会資源のネットワークを構築し、「ワンストップ」で対応。 ○権利擁護、介護支援専門員に対する助言・指導、介護予防ケアマネジメント等も必須事業として実施
<p>職員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○（地域型）1人でも可。 ※社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員のいずれか1人。 ○居宅介護支援事業所との兼務可。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3人体制が原則 ※社会福祉士等、保健師等及び主任介護支援専門員等。 ○居宅介護支援事業所との兼務は原則として不可。
<p>設置主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村の直営又は市町村からの委託。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の直営又は在宅介護支援センター設置法人等の中から適切に事業実施できる者を市町村が選択し委託。
<p>運営方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「在宅介護支援センター運営協議会」を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公正・中立な運営を確保する観点から、「地域包括支援センター運営協議会」^(*)を設置し、運営への関与を明確化。

(*) 地域包括支援センター運営協議会

地域医師会、福祉関係団体、介護支援専門員等の職能団体、介護保険サービス関係者、利用者・被保険者（1号・2号）、NPO等の地域サービスの関係者、権利擁護・相談を担う関係者等「地域包括ケア」を担う主体が参加し、市町村に設置

現行の予防給付と新予防給付の各サービスの相違

現行の予防給付	新予防給付
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の要支援者
	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の要支援者 ○現行要介護者の一部 <p>※ 要介護認定等の見直しにより、現行の要介護1の者のうち、状態の維持・改善可能性の高い者として要支援2となる者も対象とする。</p>
ケアマネジメントの実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護支援事業者
	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター
サービス	
<p><サービス類型></p> <p>12種類</p>	<p><サービス類型></p> <p>15種類(地域密着型介護予防サービス含む)</p>
<p><基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○人員・設備・運営 	<p><基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ○人員・設備・運営 ○新たに介護予防サービスの内容、提供方法等を規定した効果的支援の方法に関する基準を策定。
<p><提供期間・提供の在り方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○予防給付として特段の規定はない。 	<p><提供期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ○サービスに応じた提供期間を設定
	<p><提供のあり方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○目標志向型 ○プロセス評価を重視

現行と改正後の予防給付に係るサービスの相違

現行（12）

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入所者生活介護
- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入

改正後（15）

- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所介護
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防福祉用具販売

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

※ 傍線以下は地域密着型介護予防サービスとして実施

新予防給付の提供に当たっての基本的視点

新予防給付の基本的視点

○利用者の状態像の特性を踏まえたサービス提供

新予防給付は、日常生活上の基本動作がほぼ自立しており、状態の維持・改善可能性も高い要支援者を対象とするものであり、サービスの提供に当たっては、利用者の状態像の特性を踏まえ「本人のできることはできる限り本人が行う」ことが重要。

○介護予防ケアマネジメントを踏まえた目標志向型サービス提供

介護予防サービスの提供に当たっては、ケアプランと連動した明確な目標設定を行い、一定期間後には初期の目標が達成されたかどうかを評価する「目標志向型」のサービス提供を行う。

○介護予防サービスの特性に応じた基準のあり方

効果的で質の高い介護予防サービスを継続的に担保していくために、その内容、提供方法等を定めた「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を策定。

新予防給付の報酬・基準の設定

○介護予防サービスの特性に応じた報酬のあり方

介護予防サービスの利用については、利用者の状態像から見た標準化が可能であり、また目標達成型のサービス提供を促す観点から、報酬の設定について見直しを行う。

- ・ 通所系・訪問系サービスについては、現行の「時間単位」の報酬設定を見直し、月単位の定額報酬など、「包括的な報酬設定」とすることが適当。また、通所系サービスについては、目標達成度に応じた介護報酬の設定についても、導入の方向で検討することが適当。
- ・ 介護予防福祉用具貸与については、介護予防ケアマネジメントを徹底する観点から、現行の「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」において使用が想定しにくいとした福祉用具については、原則として保険給付の対象とせず、個別のケアマネジメントを経て必要と認められるものについて、保険給付の対象とすることが適当。

○その他の介護予防サービス

通所系サービスなどにおいては対応できない利用者の個別ニーズに対応するものであり、現行の介護給付の報酬・基準を前提に設定。